

令和3年第3回広尾町議会臨時会 第1号

令和3年5月17日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 報告第 6号 専決処分の報告について
- 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 6 議案第37号 財産の取得について
- 7 議案第38号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第39号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第40号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 松田 健 司 | 2番 浜 野 隆 |
| 3番 萬亀山 ちず子 | 4番 前 崎 茂 |
| 5番 北 藤 利 通 | 6番 志 村 國 昭 |
| 7番 星 加 廣 保 | 8番 山 谷 照 夫 |
| 9番 渡 辺 富久馬 | 10番 小 田 雅 二 |
| 11番 旗 手 恵 子 | 12番 浜 頭 勝 |
| 13番 堀 田 成 郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 村 瀬 優 |
| 副 町 長 | 田 中 靖 章 |
| 会 計 管 理 者 | 山 崎 勝 彦 |
| 兼 出 納 室 長 | 山 崎 勝 彦 |
| 総 務 課 長 | 山 岸 直 宏 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柏 崎 弥 香 子 |
| 総 務 課 主 幹 | 齊 藤 美 津 雄 |
| 併 総 務 課 参 事 | 西 内 努 |
| 併 総 務 課 主 幹 | 山 岸 雄 一 |

併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	及 川 隆 之
住 民 課 長	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	山 崎 義 和
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子
住 民 課 主 幹	西 脇 秀 司
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大 樹
保 健 福 祉 課 長 補 佐	今 村 正 樹
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉 大 子
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	宝 泉 大 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	三 浦 直 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	雄 谷 幸 裕
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭 力 美
子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	佐 藤 清 ま ゆ み
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	成 田 協 優 子
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	西 成 田 ま ゆ み
兼 豊 似 保 育 所 長	成 田 石 輝 義
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 浩 則
農 林 課 長	平 浩 則
兼 町 営 牧 場 長	平 浩 則
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷 直 宏
建 設 水 道 課 長	前 田 憲 一
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上 昌 樹
建 設 水 道 課 主 幹	北 藤 盛 通
建 設 水 道 課 主 幹	小 川 浩 司
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	前 田 憲 一
港 湾 課 長	森 谷 亨
港 湾 課 長 補 佐	安 岡 伸 弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
-------	---------

管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	沖 田 一 美
兼 図 書 館 長	沖 田 一 美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖 田 一 美

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	寺 井 真

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事 補	齊 藤 香 月

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和3年第3回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
本臨時会には、町長から報告1件、承認1件、議案4件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、志村國昭議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和3年第3回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
まず、1点目の職員の新型コロナウイルス発症についてであります。
既に報道機関、防災行政無線等により周知されておりますが、5月10日月曜日、町の30代職員が発熱の症状により、感染の疑いでPCR検査を受けたところ陽性が認められ、現在入院中でありま

すが、症状は軽症との報告を受けております。町は10日午前、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、ガイドラインに基づき、濃厚接触者4人とその疑いのある職員7人に自宅待機を命じ、庁舎内等の一斉消毒作業を実施いたしました。

自宅待機者につきましては、同日PCR検査を行い、陰性となった者で濃厚接触者については、保健所からの指示により2週間の自宅待機とし、疑いのある職員については、町の判断により1週間の自宅待機といたしました。その後14日金曜日、濃厚接触者として自宅待機中の職員1人に陽性が確認されました。症状については軽症で自宅療養中であります。

念のため、所属する部署等の職員にPCR検査を行い、全員11人ですが、陰性の結果となり、通常勤務としております。

現在、北海道にも緊急事態宣言が出され、十勝管内においても急速に感染が拡大しております。本町におきましても、昨年度より職員の札幌への出張は原則禁止としており、またプライベートでの不要不急の移動についても、できる限り自粛するよう改めて通知したところであります。

町といたしましては、職員はもちろんのことではありますが、住民の皆様にも感染防止のため、引き続き対策をお願いするものであります。今後も住民の皆様にご不便をおかけしないよう庁舎等関係施設の管理、感染対策を行い、あわせて感染した方や濃厚接触となった方などへの誹謗中傷がないよう、住民の皆様と呼びかけてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、2点目の新型コロナワクチンの接種状況についてであります。

65歳以上の高齢者の方の優先接種につきましては、5月10日から予約の受付を行い、本日17日から各医療機関において個別接種を開始しております。14日現在で1,526件の予約を受け付け、対象者全体の60.5%の予約状況となっております。予約の受付に関しましては、電話が混み合いつながりにくい状態が長引き、多くの皆様にご不便をおかけしたことをお詫び申し上げます。

集団接種につきましては、道内で感染が拡大していることを踏まえ、当初の予定より早めて実施することとし、6月5日、12日、19日と3週連続していずれも土曜日に行い、1日につき156人、3日で468人の接種を行う予定であります。高齢者の方の接種は、7月下旬までに1回目の接種を終えて、8月上旬までに2回目の接種の完了を目指しておまして、約2,300人の接種を見込んでおります。高齢者の方の接種が終わり次第、基礎疾患を有する方、16歳以上の一般の方と、順次接種を進めてまいります。

なお、医療従事者の接種につきましては、既に4月28日から始めており、6月上旬までに160人の接種を終える予定であり、また高齢者施設等に入所されている方と施設従事者につきましても、5月10日から接種を行っており、6月上旬までに入所者166人、従事者141人の接種を終える見通しとなっております。

次に、3点目の国民健康保険病院の診療体制についてであります。

国民健康保険病院では、令和2年8月開催の第5回臨時会において、行政報告をさせていただきました旭川医大からの内科医の派遣を受け、診療を行ってまいりましたが、このたび旭川医大からの医師の派遣が3月で終了したため、4月から北斗病院の派遣医師複数名による内科診療体制を組み、住民に対する安心・安全の医療体制確保に努めております。また、さらなる診療体制の充実を

図るため、5月1日付で内科医師が着任しております。

着任した医師は秋山貴由氏で、年齢は52歳、平成16年に札幌医科大学を卒業され、専門は呼吸器内科です。前任地は空知中央病院であります。

これにより、内科医は2名体制となり、4月より北斗病院から派遣を頂いている医師を加えた専門外来の充実により、引き続き住民の皆様の健康保持に必要な医療を提供できるものと考えております。

次に、4点目の顧問弁護士についてであります。

これまで本町の顧問弁護士としてご指導を頂いていた帯広市の橋精三氏から、本年3月をもって事務所を閉鎖し、顧問弁護士についても退任したい旨の通知があったところであります。橋氏におかれましては、長い間、本町の顧問弁護士としてご尽力を頂き、そのご労苦に改めて深く感謝を申し上げます。

本町といたしましては、行政事務や管理する施設等が起因する訴訟事案が発生した場合、法律相談や交渉等について迅速に対応する必要があるため、北海道町村会の顧問弁護士であり、行政訴訟事案等に精通している弁護士法人佐々木総合法律事務所と委託契約をすることといたしました。今後も、顧問弁護士事務所の指導を頂きながら、適正な行政事務の執行に努めてまいります。

次に、5点目の4月1日付人事異動についてであります。

本年4月1日付の異動件数は51件でありまして、そのうち昇格は16人でありまして、課長補佐から課長職へ5人、係長から課長補佐職へ6人、係から係長職へ5人でありまして、採用者数は10人でありまして、一般行政職4人、保育士1人、再任用職員が5人でありまして、職員数であります。4月1日現在155人となり、昨年4月1日の職員数と比較して1人の増であります。役職別では、課長職16人、補佐職21人、係長職45人、係73人でありまして、

なお、異動後の機構につきましては、参考といたしまして、別添の行政報告資料の機構図のとおりとなっておりますので、ご確認いただければと思います。

なお、広尾町立病院に5人の職員を派遣しております。

次に、6点目の広尾つつじまつりについてであります。

町の花つつじと旬の味覚を町内外の方々に楽しんでいただく広尾つつじまつりを、今年は5月23日の日曜日に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大が収束に至っておらず、来場者の安全・安心を確保することが困難であることから、実行委員であります商工青年部と協議した結果、従来どおりの集客イベントとした祭りを取りやめ、オンラインにて開催することといたしました。観光協会のホームページを活用し、本日正午より特設ページを開設いたします。

内容といたしましては、これまでの祭りの紹介、プレゼント企画やSNSを使ったフォトコンテストなどを行うところであります。町民の皆様の安全と安心を確保するために検討した結果でありますので、ご理解いただければと思います。

次に、7点目の西通排水区流末改修工事の工期の変更についてであります。

令和3年第2回臨時会において、令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第7号）により、繰越明許費の議決を頂きました西通排水区流末改修工事につきまして、工期の変更契約を締結

いたしましたので、ご報告いたします。

内容につきましては、当該改修工事の工期末を令和3年3月31日から令和4年3月31日に変更するものであります。理由といたしまして、下流水路工、護岸工について、サケ・マスのふ化事業への影響を考慮し、工事を一時中断するためであります。

次に、8点目の工事請負契約の締結についてであります。

2件ありまして、1件目は、勤労者体育センター体育館屋根改修工事であります。

契約の相手方は、広尾町並木通東2丁目151番地3、株式会社畑下組代表取締役高橋正幸であります。

契約額は3,608万円であります。

工期につきましては、令和3年4月22日から令和3年7月30日までであります。

工事の概要であります。屋根のふき替え改修と軒天、ブレース部分の塗装改修工事であります。

指名業者等の状況についてですが、アカイシ建設株式会社、株式会社畑下組、株式会社濱中建設の3業者をもって入札を行い、落札率は97.9%であります。

2点目の広尾中学校給水管改修工事であります。

契約の相手方は、広尾町丸山通北7丁目3番地2、有限会社田中建設代表取締役田中久であります。

契約額は3,586万円、工期につきましては、令和3年4月30日から令和3年10月29日までであります。

工事の概要であります。広尾中学校屋外の給水管改修工事であります。

指名業者の状況については、フジ暖房工業株式会社、森設備工業株式会社、株式会社奥原商会、有限会社田中建設の4業者をもって入札を行い、落札率は98.6%であります。

次に、9点目の火災の発生についてであります。

令和3年第2回臨時会以降、2件の火災が発生しておりますので、その発生状況について報告いたします。

1点目の林野火災であります。

令和3年4月12日午前10時頃、字紋別784番2において、空き地、牧野及び町有林合わせて1万4,165平方メートルを焼く火災が発生しております。

出火原因は、住人の害虫駆除焼却による野焼きでありまして、風により延焼拡大し、平成27年度に植林した町有林のアカエゾマツ240本を焼損し、損害額は6万6,000円であります。この火災で、消防職員、団員合わせて29名、車両6台が出動し、同日午前11時31分に鎮火しております。

2点目の火災につきましては、令和3年4月22日午後1時頃、字野塚11線6番地7において、敷地内に積んである牧草ロールを焼損する火災が発生しております。

出火原因は、ごみ焼きで火の粉が強風で飛び火し、牧草ロール110個を焼損し、損害額は66万円です。この火災で消防職員、団員合わせて25名、車両6台が出動し、同日午後2時17分に鎮火しております。

いずれの火災も、死傷者、建物等への延焼はありませんでした。

次に、10点目のクールビズの実施についてであります。

本町においては、例年6月1日から9月末までの4か月間クールビズを実施しておりましたが、近年の気候変動により年々気温が上がってくる状況にありまして、昨年度より期間を変更しております。今年度は開始時期を5月6日からとし、終了時期を10月第1週の金曜日まで、今年度は10月1日となりますが、クールビズを実施することといたしました。皆様にはご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第6号

1、議長（堀田） 日程第4、報告第6号 専決処分の報告についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第6号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定より、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、令和2年度広尾町一般会計補正予算（第21号）を専決処分したものでありまして、別紙にお示しをするものであります。

専決処分の理由であります。基金の積立ての確定、長期債の借入申請手続について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和3年3月31日であります。

次のページの別紙、令和2年度広尾町一般会計補正予算（第21号）であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,047万6,000円を減額し、予算の総額を85億2,596万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次のページをお願いいたします。

まず、歳入であります。

事項別明細も併せて見ていただければと思います。令和2年度の一般会計事項別明細書（第21号）であります。

2款地方譲与税から4ページの11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、それぞれ3月末での国からの交付額確定により整理を行ったものであります。

15款2項道補助金につきましては、町有林整備事業及び幹線林道大丸山線整備事業の確定による

整理であります。

16款1項財産運用収入につきましては、財政調整基金及びまちづくり基金の利子収入、繰替運用収入の確定による整理を行ったものであります。

同款2項財産売払収入につきましては、立木の売払収入及びJークレジット売払収入の確定により整理を行ったものであります。

5ページの17款1項寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金等の確定により整理を行ったものであります。

18款1項繰入金につきましては、減債基金、国鉄広尾線代替輸送確保基金及び中川一郎記念館管理運営基金からの繰入金でありまして、歳入歳出の確定によりまして、繰入額の確定を行い整理をしたものであります。

20款諸収入、5項雑入につきましては、中川一郎記念館での記念誌販売収入及び市町村振興宝くじ収益金交付金の追加でありまして、基金整理に関わるものを整理したものであります。

21款1項町債につきましては、減収補てん債及び過疎対策事業債の減額でありまして、譲与税及び事業費の確定に伴い整理をするものであります。

次に、歳出であります。

2款1項総務管理費につきましては、3目の財務管理費につきましては、基金積立金の整理、11目の広尾線転換促進関連事業費及び12目の中川一郎記念館管理費につきましては、歳出の確定に伴う整理であります。

次、7ページから8ページにかけまして、3款1項社会福祉費についてであります。寄附金の確定に伴うものであります。

5款の農林水産業費につきましては、立木売払収入、Jークレジット売払収入の確定による財源内訳の補正と町有林整備事業、幹線林道大丸山線整備事業及び森林環境譲与税を活用した事業の確定に伴う基金積立金の整理であります。

8ページの9款1項教育総務費につきましては、ふるさと納税基金の確定に伴い、教育振興基金積立金の減額を行ったものであります。

11款1項公債費につきましては、財源内訳の補正であります。

12款1項予備費につきましては、財源調整でありまして、全体予算を整理したものであります。

議案書の7ページお願いいたします。

第2表の地方債補正の変更であります。

減収補てん債及び過疎対策事業債について整理したものであります。町債の合計から25万円を減額し、6億3,010万6,000円とするものであります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第6号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第5 承認第3号

1、議長（堀田） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

令和3年度広尾町一般会計補正予算（第2号）であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分したものであります。

令和3年度広尾町一般会計補正予算（第2号）についてでありまして、別紙にお示ししたとおりであります。

専決処分の理由であります。先ほど行政報告で申し上げました顧問弁護士の退任により、本町の行政事務や管理施設等が起因する訴訟事案に迅速に対応できるよう、新たな顧問弁護士と早期に契約を結ぶ必要があることから、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和3年4月1日であります。

10ページになります。

令和3年度広尾町一般会計補正予算（第2号）であります。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものであります。

次のページの2款1項総務管理費に10万7,000円の追加であります。

従前は弁護士謝金として、報償費で予算計上しておりましたが、新たな顧問弁護士とは、弁護士事務所との委託契約を締結するため、7節報償費を22万3,000円減額し、12節委託料を33万円計上するものであります。

以上で、説明とさせていただきます。承認方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎日程第6 議案第37号

1、議長(堀田) 日程第6、議案第37号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第37号 財産の取得について提案理由を申し上げます。

本案は、財産を取得するにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

業務名につきましては、養護老人ホームナースコール更新委託業務であります。

取得財産は、養護老人ホームナースコール設備一式であります。

取得目的は、現在使用しているナースコール設備の更新であります。

契約額は、1,370万6,000円であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町丸山通北3丁目5番地、有限会社天沼電機工業所代表取締役天沼浩誠であります。

また、予定業務期間につきましては、本議案の議決後、令和3年11月30日までであります。

指名業者等の状況であります。有限会社天沼電機工業所、三和電設株式会社、有限会社広尾電気工業所、有限会社小野電気商会の4業者をもって入札を行い、落札率は99.1%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第37号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

再開します。

◎日程第7 議案第38号～日程第8 議案第39号

1、議長（堀田） 日程第7、議案第38号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定についてと日程第8、議案第39号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第38号と議案第39号につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

今回の広尾町税条例及び広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等が令和3年3月31日改正公布されたことに伴い、本町において改正法令を引用する関係条例を改正するものであります。

初めに、議案第38号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定についての主な内容であります。

1つ目は、固定資産税の負担調整措置、2つ目が不動産取得税の特例税率等、3つ目が車体課税に係る環境性能割の税率区分の見直し、4つ目が環境性能割の臨時的軽減の延長、5つ目がグリーン化特例の見直し、6つ目が個人住民税の住宅ローン控除の延長が主なものであります。

次に、22ページになります。

広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての内容であります。この関係につきましては、法改正により、項のずれが生じたことにより文言の整理が主なものであります。

詳細につきまして、担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） それでは、広尾町税条例等の一部を改正する条例及び広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い改正を行うものでございま

す。

議案第38号、広尾町税条例については、第1条と第2条の改正となりますが、今回の一部改正につきましては、第1条分の改正が主なものであります。また、施行日については、改正内容により異なります。

第2条による改正は、令和2年度に行った条例改正について、施行日前に法律改正が行われたことによる項ずれの反映を行うものです。

それでは、議案資料で説明させていただきます。

なお、新旧対照表につきましては、内容に沿って条文の追加、削除等整理を行ったものでありますので、説明は省略させていただきます。

議案資料の1ページ、I、広尾町税条例の一部改正であります。

第1条による改正で、1の町民税関係です。

(1)、個人の町民税の非課税の範囲、(2)、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書、(3)、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等については、改正趣旨が同一であります。下の囲みに記載しておりますが、令和2年度税制改正において国外居住の扶養親族の要件が厳格化されました。扶養親族の概念が、「年齢16歳未満の者」及び「控除対象扶養親族」の2種類存在することになったものであります。国内居住者の取扱いについては、今までどおりであります。国外居住については、30歳から70歳までの者については、一定水準以上の稼得能力があると判断し、控除対象扶養親族から除外するという内容のものでございます。ただし、学生、障がい者、送金受領者については、引き続き控除対象扶養親族で変わりはありません。また、これに関連いたしまして、公的年金等受給者の申告書では、引き続き16歳未満の扶養親族に係る情報のみとする改正であります。施行日につきましては、いずれも令和6年1月1日となっております。

続きまして、(4)、寄附金税額控除については、特定公益増進法人等に対する寄附金制度に対する寄附金の範囲の見直しによる改正でございます。施行日は、令和4年1月1日でございます。

次のページをご覧ください。

(5) から (7) についても、同趣旨の改正でありまして、下の囲みに記載しておりますが、給与所得者、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職申告書について税務署長の承認を廃止し、電磁的方法、いわゆるデータで提供できるとするものでございます。適用日は、令和3年4月1日でございます。

続きまして、(8)の特別徴収税額については、退職所得申告書の定義に係る規定の整備でありまして、適用日は令和3年4月1日でございます。

(9)、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例についてであります。セルフメディケーション税制を5年間延長し、令和8年12月31日までとする改正でございます。施行日は、令和4年1月1日でございます。

次のページでございますが、(10)の新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例でございます。今回、新型コロナウイルス感染症特例法の改正に第6条の2が新設されたことに伴い、令和3年1月1日から令和4年12月末までに入居すれば、13年間の住宅ローン控除の

適用を受けることができるよう、読替規定を設けるものでございます。改正内容については、下の囲みのおりとなっておりまして、適用日は令和3年4月1日となっております。

続きまして、2の軽自動車税関係でございます。

(1)の環境性能割の税率についてでございますが、法律改正に伴い読替規定を追加するもので、適用日は令和3年4月1日でございます。

(2)の軽自動車税の環境性能割の非課税であります。これについては消費税10%引上げの際に、税率を1%分軽減する措置として創設されたものでございますが、令和2年4月に新型コロナウイルス緊急経済対策として、令和3年3月31日まで半年間延長されたものでございます。しかし、今般の令和3年税制改正において、感染症の状況や経済の動向を勘案し、さらに9か月延長し、令和3年12月31日までとするものでございます。適用日については、令和3年4月1日でございます。

次のページ、(3)の軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例については、法律の改正に伴いまして、読替規定を追加するもので、適用日は令和3年4月1日でございます。

続きまして、(4)の軽自動車税の種別割の税率の特例についてであります。グリーン化特例の経過については、令和元年度税制改正の際に、適用対象を電気自動車に限定したものであります。自家用乗用車以外の営業用乗用車及び軽貨物自動車については、重点化及び基準の切替えを行った上で、2年間延長するとするものでございます。囲みの表中の左下の2つの欄については、営業用乗用車及び軽貨物車について、適用を2年間延長するという改正内容でございます。適用日は、令和3年4月1日です。

続きまして、(5)の軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例については、法律改正に伴う項ずれの反映でございます。適用日は、令和3年4月1日です。

次のページ、固定資産税関係でございます。固定資産税に係る今回の改正の中身は、法律改正に合わせた用語及び年度の改正が主なものでございますが、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続することとし、令和3年度の課税標準額を令和2年度と同額とするものでございます。固定資産税に係る改正の適用日については、全て令和3年4月1日でございます。

次のページをお願いします。

第2条改正につきましては、先ほどご説明を申し上げましたので、省略いたします。

次に、都市計画税条例の一部改正についてでございます。

(1)及び(2)につきましては、法律改正に合わせての改正、項ずれによる改正です。適用日につきましては、いずれも令和3年4月1日でございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第38号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定についてと議案第39号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第38号と議案第39号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第38号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定についてと議案第39号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第40号

1、議長(堀田) 日程第9、議案第40号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第40号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、税率の改正であります。今までの経過といたしまして、平成30年度の国民健康保険の都道府県化を機に、毎年、国民健康保険税の見直しを行ってまいりました。昨年度につきましては、コロナの影響により据え置いているところであります。平成30年度の税率は、平成29年度に道から示された標準保険税率であります。その29年度当時に示された標準保険税率に5年かけて到達させるという計画でありました。

しかしながら、被保険者数及び世帯数の減少、また所得の伸び悩みが大きな要因となり、当初の計画と現在の状況ではかなりの乖離が生じております。本町の現行の税率では、納付金を納めるために必要な国保税を集めることはできず、会計上赤字になるという試算になり、今回改めて今後3年間の税率をお示しするものであります。

今回の税率は、令和3年度の標準保険税率でありまして、本来であれば、今年度この税率に改正

しなければ、納付金を納めることはできないということになります。被保険者に極端な負担がいくことのないよう激変緩和措置として、令和3年度より3年かけて改正したいとするものであります。その間、不足する分につきましては、基金の取崩しをもって補填するものであります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） それでは、広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案資料の34ページをお開きください。

先ほど町長からもご説明のあったように、今回の改正内容については、平成30年度に予定していた改正スケジュールをさらに見直すという内容でございます。

当初は、表の左側の税率で改正を行う予定でありましたが、この税率では納付金を納めるために必要な国保税を集めることはできないため、右の表のとおり税率を見直し、徐々に赤字を解消したいとするものでございます。

今回、改正したいとする税率は、右側の表の令和3年度分となります。

まず、所得割につきましては、医療分、後期支援分、介護分を合わせて10.43%から11.19%となり、0.76ポイントの増となります。続きまして、被保険者一人一人に係る均等割でございますが、医療分、後期支援分、介護分を合わせて4万円を4万2,100円とするもので、2,100円の増となるものでございます。次に、一番下の世帯に係る平等割ですが、医療分、後期支援分、介護分を合わせて3万4,700円から3万5,800円とするもので、1,100円の増となるものでございます。

次のページをご覧ください。

改正の影響について各モデル世帯でご説明申し上げます。

表の一番上、年金収入の単身世帯の例でございます。右の表の改正案ですが、金額にして700円の増から1万6,400円の増、現行と比較して3.7%から5.2%の増となります。1つ飛んでいただきまして、表の一番下をご覧ください。夫婦2人世帯の給与所得者で妻が専業主婦の場合ですが、1,600円から最大で3万8,200円の増、現行と比較して4.7%から6.7%の増となります。

次のページをご覧ください。

表の一番上、夫婦2人、子ども2人の4人世帯の場合ですが、現行と比較しまして、2,500円から4万8,000円の増、率にしまして4.6%から6.6%の増となります。

次のページをご覧ください。

令和3年度国民健康保険税の税率改正による試算の比較でございます。2年度の課税実績を基に改正後の試算をしております。左の欄ですが、基礎課税分の課税額についてですが、表の一番下の欄で、改正後の額1億5,097万3,000円で、546万2,000円の増と見込んでおります。次に、真ん中の

表で、後期支援金分は、一番下の欄をご覧いただきたいのですが、改正後の額4,808万9,000円で、179万9,000円の増。右の欄、介護納付金分の改正後の額1,765万7,000円で、207万1,000円のそれぞれ増となる見込みであります。合わせまして、933万2,000円の国保税の増となる見込みでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

前崎議員。

1、4番（前崎） 議案第40号の国民健康保険税条例の一部改正に関する質疑を行いたいと思っておりますけれども、この国保税については、先ほどの説明ありましたが、平成30年度から、いわゆる国保の責任運営主体が都道府県化ということで、従前は本町を含む市区町村が保険者であったところでありまして、この移行に伴って30年度の提案では、5年間にわたって保険税を引き上げるといふ提案がされております。その提案の計画の中では、例えば、実は過去の内容はどうかということ、平成12年度から、いわゆる所得割の税率については6.83%、これが29年度までの18年間据置きをされてきております。ちなみに、平成12年は税率は6.30ですけれども、資産割が20%ありましたので、それが21年度に廃止したことによって、同額の6.83になっておりますけれども、なぜこの18年間税率を据え置いたかということについては、ご承知のとおり、いわゆる国保の税負担が高いというふうなことから、政策的に応能割も応益割も据え置いてきたという経過がございます。

そういった中で、平成30年度から現行の6.83から6.90、元年度は6.97と。ただ、この間の上げ幅なのでございますけれども、税率については2か年とも0.07%の引上げなのでございます。我々にしたら、1%程度の引上げ。それが今回は7.36%ですから、0.39%、率にすると5.6%ということ、従前の1%から比べると大幅な引上げということになっております。過去18年間、国保の税負担が重いということで据え置いてきた中で、今回の例えば一つの所得割の税率だけ取ってみると、大幅な引上げとなっております。

また、先ほどの説明の中で、標準保険税率、例えば平成30年度の説明では、この標準税率が7.19%であったものが、今回は8.15%という形で約1%増えております。こういったことも含めて、大幅な引上げの内容についてご説明を頂きたいと思っております。

1、議長（堀田） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 平成12年度から据え置いていたものが、都道府県化を機に引上げになったその経緯といいますのは、やはり北海道の都道府県化に伴いまして、全体的に赤字の解消をしなければならないといけないというのが、一つの大きな理由としてありました。据え置いてきた期間の赤字の繰入額というのは相当なものがございまして、そういったものを一度都道府県化を機に解消して

いくということが、北海道全体でのルールということになった経緯もございます。

当初の平成30年度からのスケジュールと大幅な改正案の変更といたしますのは、やはりその後、被保険者の所得も減り、被保数、世帯数も下がっているため、当然納付金の額については、その辺はきちっと加味されておりますが、被保険者数が減ったことによりまして、一人一人に課せられる国保税というのがどうしても増えていくというような形になっておりまして、そういう状況からも、今回いま一度改めて今後のスケジュールを立て直すというふうにしなければ、納付金を納めていくことができないというような結論に至ったものでありまして、そういうことから今回の税率の改正のさらなる見直しということになっておりますので、よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 私、3月の定例会の一般質問でも質問いたしましたけれども、とりわけ国保の部分で課題となっているのが、いわゆる世帯にかかる平等割、1人当たりにかかる均等割、これは他の健康保険に、共済組合も含めてありません。そういったものが保険税を高くしている要因だということで、全国の知事会でも非常に問題にして、国に対して要望しているところでもありますけれども、そういった課題を踏まえながら、例えば昨年はこの5年間で保険税を引き上げるという内容が、いわゆる新型コロナの感染拡大の急増に伴って、この引上げについて見送った経緯があります。その政策判断は、私は適切であるというふうに認識をしております。

そういった中で、実は昨年10月末までで、十勝の新型コロナの陽性者というのは35人だったのですね。ですから、5月段階ではもう10人程度ということでもあります。しかし現在、十勝管内は既に1,000人を超える陽性者が出ておりますし、5月に入ってから十勝でも20人を超える日があります。そういった意味では、昨年と比べると、新型コロナに関わるそういった部分では、昨年の比ではないということが明白であるかと思えますし、加えて北海道も昨日から緊急事態宣言の発出をしております。そういった中で、昨年が新型コロナの影響でこの税率の引上げを見送ったと、そういった政策判断をしたにもかかわらず、今現状ではそれ以上の厳しい中で、さらに加えて大幅な引上げという内容については、国保の被保険者にとって非常に営業収入等の減少の中で、このような大幅な引上げについては、非常に耐えられないというようなことが当然のようにあるかと思えますけれども、その点、理事者として現状をどのように踏まえて今回の提案に至ったのか、お答えいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 前崎議員のほうから国保税の値上げの関係でありまして、前からご指摘を頂いております平等割、均等割の関係も含めてご質問いただいたところでもあります。ご質問の趣旨として、今このコロナの状況、昨年に比べても収束に至っていないところの中での値上げの関係で、理事者に対する質疑だというふうに捉えております。

これは課長のほうから、値上げの趣旨についてはご説明をさせていただいて、ご理解を頂いているというふうに思いますけれども、コロナの影響の部分につきましては、昨年もそうですけれども、この国保税の部分につきましても、別の中でコロナ対策として減免措置をしているところでありまして、今回のこの値上げの部分とは、コロナの影響の部分というところでは、切り離して考えていただきたいなというふうに思っております。

また、18年間据え置いてきた中で、平成30年度に値上げをさせていただいて、5年間の計画の中で順次値上げをさせていただくという提案をさせていただいて、3年目の中で、先ほど課長から言いましたように標準保険税率が、北海道から示された保険税率が、今のままでは相当な乖離をしているというところで、これは修正していかないと、なかなか納付金を納めていくことができないというところで、ご理解を頂きたいなというふうに思います。

今示させていただいている資料にもありますように、34ページの資料でありますけれども、現行の中では、令和5年度に所得割の部分で申し上げますけれども、医療の部分で7.19%にするべきところであったのですけれども、既に令和3年度の標準保険税率等から示された部分では8.15%、令和3年度でこの8.15%にしなければ、広尾町はその保険納付金を納めていけないという状況でありまして、これが来年、再来年というふうになっていきますと、保険者の保険証ですとか、今こういうコロナの状況でありますけれども、所得が下がっている状況を勘案すれば、その差がまた広がっていくということでもありますので、何とか乖離の幅を狭めたいというところで、3年かけてこの8.15%を令和5年度までに達成したいというところで、激減緩和を講じた中でご理解を頂くということでの提案でございます。

どうかよろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 今、副町長のほうからも、もうこれ以上の据置きは耐えられないということでの提案なのだという説明がありましたけれども、本当に今、さきの質問にもありましたように、緊急事態宣言が出されて、国保加入者の人たちは、とりわけ経済的にも非常に苦しんでいる、そういう中での国保の引上げというのは、これは影響が余りにも大き過ぎるのではないかと、そのことを心配しています。どうでしょうか。そういった大幅な値上げの提案ということになりますと、非常に悪影響が大き過ぎるのではないかと思います。どうでしょうか。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 旗手議員さんからのご質問であります。繰り返しになりますけれども、コロナの影響の部分に関する国保の加入者の関係につきましては、別な手だてで減免措置も講じられるところでもあります。こういったことも踏まえて、今回の提案についてはご理解を頂きたいなと思っておりますけれども、一般会計の繰入れの関係で申し上げますと、3月の定例会で補正予算でお認めを頂

きました1億円の基金の積立てでありますけれども、これもいろんな国保の赤字繰入れをすることによって、ペナルティがかかるというところで、基金に繰入れをさせていただいて、年次ごとにその赤字繰入れをしていくというところでありますけれども、この今回の改正をいたしましても、令和3年度で予定をされる繰入金というのが約2,500万円あります。これを改正しない場合ですと、約3,500万円ということでありまして、これでも2,500万円の繰入れを行わなければならないという状況であります。こういった状況も踏まえて、国保の健全な財政運営をしていく、そういった責任も我々にもあるわけで、その辺でご理解を頂けるようお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより議案第40号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番（旗手） 議案第40号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

2018年度、平成30年度から国民健康保険の運営責任主体が都道府県化され、従前の市町村が保険者であったものが北海道に移行されました。国保の被保険者の多くが低所得者であるにもかかわらず、国保税が高い構造は変わっていないのが実態です。さらに一般会計からの繰入れが大幅に削減されていることから、平成12年度から平成29年度まで据え置かれてきた国保税が、4人家族の標準世帯では、平成30年度から2年連続の引上げとなっています。昨年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で措置したものの、今年度の引上げ幅は、平成30年度、令和元年度の引上げ率1.0%に比べ5.6%と、大幅な引上げ幅となっています。新型コロナウイルス感染拡大により、道内にも5月16日緊急事態宣言が発出されました。自営業者等の所得が低迷し、昨年よりも営業環境が悪化している今日、国保税を引き上げる状況ではないと考えます。

よって、本案に反対をします。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

北藤利通議員、登壇願います。

1、5番（北藤） 議案第40号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、私は本案に賛成の立場で討論をいたします。

今回の保険税の見直しは、健全な国保運営を行うのに必要不可欠な改正だと考えます。現在の広尾町の国保の仕組みのままでは、北海道に予定どおりの納付金を納めることは困難であり、また一

般会計から赤字繰入れを行うと、国からペナルティを受けるという説明を受けております。

今回、改正の本来制定すべき保険税の税率を3年かけて改正するという方法でありまして、激変緩和も図っております。国保加入者への負担が増えることは確かではありますが、今後の国保の財政を考えますと、極端な負担がいかない形で保険税率の改正となっており、やむを得ないものと考え、本案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第40号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会宣告

1、議長（堀田） これにて令和3年第3回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時06分